令和５年度　猪名川町ふれあい・いきいきサロン開設支援等実施要領

１　目的

この事業は、地域で生活する高齢者等が、ふれあいを通して生きがいを持ち、仲間づくりの輪を広げるとともに、いつまでもいきいきと安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって行う誰もが集える、ふれあいの場づくりの開設などを支援し、地域の支え合いの高揚を目的とする。

２　支援内容

猪名川町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、猪名川町より事業の委託を受け、本要領の要件を満たすものであると認められる団体等に対して、次の支援を行う。

（１）開設等に必要な経費の一部助成

（２）関係機関との連絡・調整の支援、開設等に必要な助言や情報提供

（３）その他、事業を推進する上で必要な支援

３　助成対象団体等

（１）誰もが集える、高齢者等のふれあいの場づくりを開設する町内の住民団体等とする。

（２）継続支援助成については、令和３～４年度の猪名川町ふれあい・いきいきサロン開設支援等において助成金交付を受けた団体等とする。

（３）助成対象となる団体等は、町内の住民団体等、まちづくり協議会、自治会、老人会、活動拠点が町内にあるボランティアグループ、ＮＰＯ法人及びその他社協会長が認める団体等とする。

４　助成対象経費

（１）助成対象経費

費　目	内　容
諸謝金等	講師等に支払う謝礼及び交通費等
消耗品費	消耗品、事務用品等
備品購入費	机、椅子、家電などの備品等
通信運搬費	案内などの郵送代等
印刷製本費	必要な書類、関係資料、広報誌等の印刷代、コピー代、パンフレット等
保険料	サロン参加者の保険加入に係る費用
その他	サロン開設等に必要と思われる経費

（２）助成対象外経費

施設の使用料、機材の賃借料、人件費等の経費、飲食に係る経費及び社協会長が適当でないと認める経費とする。

５　助成要件

次の各号に定める要件をすべて満たすものでなければならない。

（１）ふれあい・いきいきサロンを実施する場所を町内に確保できること。

（２）少なくとも、月に２回以上定期的に開所し、１年以上継続して実施すること。
（３）１回の開所時間は２時間以上であること。
（４）参加者概ね１０人以上かつ半数が６５歳以上の高齢者であること。
（５）活動の自主運営及び継続性を図るため、参加者から一定の参加費や会費を集めること。
（６）健康長寿体操教室の助成金の交付を受けていないこと。
（７）参加者を対象に保険加入していること。
（８）助成金の交付を受けようとする団体等が猪名川町暴力団排除に関する条例に規定する暴力団等に該当しないこと。

６　助成金額

（１）開設支援助成

開催回数	参加者数	助成金額	備考
月に４回以上	概ね10人以上	上限 150,000円	この要領による申請は、１団体あたり１回に限る。
月に２回程度		上限　50,000円	

（２）継続支援助成

開催回数	継続支援助成対象団体	助成金額	備考
月に４回以上	令和３～４年度 ふれあい･いきいきサロン開設支援等の助成交付を受けた団体	上限　25,000円	１団体にあたり年１回に限る。
月に２回程度	令和３～４年度 ふれあい･いきいきサロン開設支援等の助成交付を受けた団体	上限　10,000円	

７　助成金交付申請

次の書類を社協へ提出するものとする。
（１）ふれあい・いきいきサロン開設支援等助成申請書（様式１）
（２）その他、社協会長が必要と認める書類

８　助成金交付申請受付期間

令和５年４月１日から令和５年１０月３１日

９　助成金交付決定

社協において申請書類等の審査を行い、予算の範囲内で助成金を決定し、ふれあい・いきいきサロン開設支援等助成金交付決定通知書（様式３）により通知する。なお、交付決定後の追加交付は認めないものとする。

10　助成金の交付の時期及び請求

助成金は、交付決定した額を概算払いとして交付する。助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式４）に助成金交付決定通知書の写しを添えて、社協へ提出する。

11　実績報告

令和６年４月８日（月）までに、以下の書類を社協に提出しなければならない。

（１）ふれあい・いきいきサロン開設支援等助成報告書（様式２）

（２）その他、社協会長が必要と認める書類

12　助成金額の精算

支出決算合計額が、交付された助成金額に満たない場合は、その差額を社協が定める期限内に返還しなければならない。

13　助成金の返還

報告がなされない場合や、虚偽の報告、目的外執行などの不正行為が発覚した場合は、助成金の返還を求める。

附則

この要領は、令和５年４月１日より施行し、令和６年３月３１日を以って失効する。